

平成31年度から令和3年度までの実施施策に係る政策評価書

(防衛省31～3-⑬)

施策名	日米防衛協力の強化					
施策の概要	<p>平時から有事までのあらゆる段階や災害等の発生時において、日米両国間の情報共有を強化するとともに、全ての関係機関を含む両国間の実効的かつ円滑な調整を行い、我が国の平和と安全を確保するためのあらゆる措置を講ずる。</p> <p>このため、各種の運用協力及び政策調整を一層深化させる。特に、宇宙領域やサイバー領域等における協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習、共同のISR活動及び日米共同による柔軟に選択される抑止措置の拡大・深化、共同計画の策定・更新の推進、拡大抑止協議の深化等を図る。これらに加え、米軍の活動を支援するための後方支援や、米軍の艦艇、航空機等の防護といった取組を一層積極的に実施する。</p> <p>2019年4月19日に開催された日米安全保障協議委員会(日米「2+2」)において、日米両国が共に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に取り組むことで一致したこと等も踏まえ、望ましい安全保障環境を創出するため、インド太平洋地域における日米両国のプレゼンスを高めることも勘案しつつ、海洋分野等における能力構築支援、人道支援・災害救援、海賊対処等について、日米共同の活動を実施する。また、日米共同の活動に当たり、日米がその能力を十分に発揮するため、装備、技術、施設、情報協力・情報保全等に関し、協力を強化・拡大する。</p>					
達成すべき目標	米国の我が国及びインド太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の下、日米防衛協力を一層強化					
施策の予算額・執行額等	区分	平成31年度	令和2年度	3年度	4年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)				
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)				
執行額(百万円)						

※ 本施策は内部管理事務に係る共通経費(旅費等)のみ計上されているため、施策の予算額・執行額等は記載していない。

施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)</p> <p>Ⅲ-4-4(1)日米防衛協力の強化</p>
------------------------------	--

測定指標	日米同盟の強化		
	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>【平成31年度から令和3年度までの主な実績】</p> <p>日米防衛協力のための指針に沿って、以下のような取組を通じて、日米間で防衛協力を深化し、日米同盟の抑止力・対処力を強化してきたところである。</p> <p>●平成31年度の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の平和・安全の確保のための協力として、日米共同統合演習(指揮所演習)や米陸軍との実動訓練(オリエントシールド)、日本周辺空域における米空軍との各種共同訓練等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施した。また、平成31年1月から令和元年12月までの間、自衛隊法第95条の2に基づく米軍部隊への警護を14件実施しており、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に4件、共同訓練の機会に10件の警護を実施した。さらに、日米物品役務相互提供協定に基づき、平成31年4月から令和元年12月までの間において、日米全体で355件の相互提供がある。 同盟の協力の拡がりへの対応として、米国が主催/共催する多国間共同訓練(コブラゴールド、カーンクエスト等)に継続して参加した。サザンジャッカル、コープノース(日米豪)、クリスマス・ドロップ(日米豪NZ)、マラバル(日米印)等日米がともに参加する多国間訓練の実施や三国間及び多国間の協力を実施した。また、宇宙協力ワーキンググループやサイバー防衛政策ワーキンググループを通じ、宇宙及びサイバー空間に関する協力を着実に進展させた。さらに、「シュリーパー演習」等米軍主催の机上演習に参加した。 実効性を確保するための仕組みとして、北朝鮮による弾道ミサイルの発射、尖閣諸島周辺海空域における中国の活動等について、同盟調整メカニズムも活用し、日米間の緊密な連携を確保した。また、FMSIに関する諸課題について、未納入・未精算問題の改善や価格の透明性、管理費減免、国内企業参画等に係る取組の強化、調達効率化に資する複数年度契約に係る具体的な取組が進捗する等、FMSI調達の合理化を強化した。 日米共同統合演習(指揮所演習)等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施したことに加え、累次に渡る米空母との共同訓練を実施することで効果的なメッセージングに寄与した。 <p>●令和2年度の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の平和・安全の確保のための協力として、日米共同統合演習(実動演習)や米海兵隊との実動訓練(フォレストライト)、日本周辺空域における米空軍との各種共同訓練等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施した。また、令和2年中、自衛隊法第95条の2に基づく米軍部隊への警護を25件実施しており、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に4件、共同訓練の機会に21件の警護を実施した。さらに、日米物品役務相互提供協定に基づき、令和2年4月から12月までの間において、日米全体で334件の相互提供がある。 同盟の協力の拡がりへの対応として、米国が主催/共催する多国間共同訓練(リムバック等)に継続して参加した。コープノース(日米豪)やマラバル(日米印豪)等日米がともに参加する多国間訓練や三国間及び多国間の協力を実施した。また、宇宙協力ワーキンググループ等を通じ、宇宙及びサイバーに関する協力を着実に進展させた。さらに、「シュリーパー演習」等米軍主催の机上演習に参加した。 実効性を確保するための仕組みとして、北朝鮮による弾道ミサイルの発射、尖閣諸島周辺海空域における中国の活動等について、同盟調整メカニズムも活用し、日米間の緊密な連携を確保した。また、FMSIに関する諸課題について、未納入・未精算問題の改善や価格の透明性、管理費減免、国内企業参画等に係る取組の強化、調達効率化に資する複数年度契約に係る具体的な取組が進捗する等、FMSI調達の合理化を強化した。 	<p>目標</p> <p>日米防衛協力のための指針の実効性確保のための取組み</p>	<p>達成</p> <p>③</p>

測定指標	<p>・日米共同統合演習(実動演習)等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施したことに加え、累次に渡る米空母との共同訓練を実施することで効果的なメッセージングに寄与した。</p> <p>●令和3年度の実績</p> <p>・我が国の平和・安全の確保のための協力として、日米共同統合演習(指揮所演習)や米海兵隊との実動訓練(レゾリュート・ドラゴン21)、日本周辺空域における米空軍との各種共同訓練等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施した。また、令和3年中、自衛隊法第95条の2に基づく米軍部隊への警護を21件実施しており、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に4件、共同訓練の機会に17件の警護を実施した。さらに、日米物品役務相互提供協定に基づき、令和3年4月から12月までの間において、日米全体で426件の相互提供がある。</p> <p>・同盟の協力の拡がりへの対応として、米国が主催/共催する多国間共同訓練に継続して参加した。コープ・ノース(日米豪に加え、人道支援・災害救援訓練に仏が参加)やマラパール(日米印豪)等日米がともに参加する多国間訓練や三国間及び多国間の協力を実施した。また、宇宙協力ワーキンググループなどを通じ、宇宙及びサイバーに関する協力を着実に進展させた。さらに、「シュリーパー演習」等米軍主催の机上演習に参加した。</p> <p>・実効性を確保するための仕組みとして、北朝鮮による弾道ミサイルの発射、尖閣諸島周辺海空域における中国の活動等について、同盟調整メカニズムを活用し、日米間の緊密な連携を確保した。また、FMSに関する諸課題について、未納入・未精算問題の改善や価格の透明性、管理費減免、国内企業参画等に係る取組の強化、調達の効率化に資する複数年度契約に係る具体的な取組みが進捗する等、FMS調達の合理化を強化した。</p> <p>・日米共同統合演習(指揮所演習)等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施したことに加え、累次に渡る米空母との共同訓練を実施することで効果的なメッセージングに寄与した。</p> <p>上記のほか、将来水陸両用技術の研究を平成29年度から開始し、平成31年度以降、米海軍と日米共同研究を実施している。</p>	(続き)日米防衛協力のための指針の実効性確保のための取組み	③
------	---	-------------------------------	---

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>●日米防衛協力のための指針の実効性確保のための取組みとして、日米防衛協力のための指針に沿って、我が国の平和・安全の確保のための協力として、日米共同統合演習を実施する等、目標に向かって着実に進展していることから、相当程度進展ありと判断した。</p>
	施策の分析	<p>●日米防衛協力のための指針の実効性確保のための取組みとして、日米防衛協力のための指針に沿って、以下のような取組を通じて、施策の推進に寄与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の平和・安全の確保のための協力としての日米共同統合演習(指揮所演習)等の実施、自衛隊法第95条の2に基づく米軍部隊への警護及び日米物品役務相互提供協定に基づく相互提供の実施 ・同盟の協力の拡がりへの対応としての米国が主催/共催する多国間共同訓練等への参加 ・実効性を確保するための仕組みとしての北朝鮮による弾道ミサイルの発射等における同盟調整メカニズムの活用による日米間の緊密な連携の確保 ・日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練の実施等 ・将来水陸両用技術に係る米海軍と日米共同研究の実施
	次期目標等への反映の方向性	<p>日米防衛力のための指針の実効性確保の取組みとして、日米共同統合演習や米軍部隊の警護の実施等、引き続き、日米防衛協力の一層の強化に取り組んでいく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>施策は順調に進展しており、特に意見なし。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛省ホームページ ○ 防衛白書(令和元年～3年) ○ 我が国の防衛と予算(平成31年～令和3年)

担当部局名	防衛政策局及び防衛装備庁	政策評価実施時期	令和4年6月
-------	--------------	----------	--------

※ 「測定指標の達成欄」及び「評価結果」の「(各行政機関共通区分)欄」については、達成状況を以下の5段階区分の数字を記入。

①目標超過達成、②目標達成、③相当程度進展あり、④進展が大きくない、⑤目標に向かっていない